

## しゅうニャン市ロゴデザイン利用の手引き

- 「しゅうニャン市」に関する著作権・商用使用权（平成 28 年 5 月 23 日申請）は、周南市に帰属します。そのため、「しゅうニャン市」のロゴデザインを使用する場合は、必ず事前に申請を行い、周南市の許諾を受けてください。
- 「しゅうニャン市」のロゴデザインの使用は、以下に定められた規格に従って正しく使用してください。「しゅうニャン市」ロゴデザインの一部のみを使用したり、「しゅうニャン市」を変形し、または他の図形や文字と重ねて使用することはできません。
- 「しゅうニャン市」ロゴデザインの表示色は、この手引きで示した指定色とします。
- 「しゅうニャン市」ロゴデザインを使用する物件の完成見本を、申請時に周南市に提出してください。ただし、現物提供が困難なものについては、写真等確認できるものを提出してください。
- 幅広く使用していただきたいため、要領の基準を満たしていれば申請を受けます。ただし、農林水産加工品の場合、市内産の食材を 1 品以上使用すること。

### 【申請書・届出書の提出】

申請書・届出書の提出は、郵送または持参してください。

提出先 〒745-8655 周南市岐山通 1-1 周南市役所政策推進部広報戦略課  
受付完了後、審査から使用承認まで 1～2 週間程度かかります。

御不明な点は、こちらまでお問い合わせください

周南市役所政策推進部広報戦略課

電話：0834-22-8238

メール：[info@city.shunan.lg.jp](mailto:info@city.shunan.lg.jp)

### ○「しゅうニャン市」アイソレーション

